

関西水素サプライチェーン構想実現プラットフォーム運営要領

(設置目的)

第1条 関西圏における水素ポテンシャルを活かした水素の製造から貯蔵・輸送、利活用までのサプライチェーンについて、関西を中心とした企業や学術機関、支援機関、及び行政の情報共有と意見交換を行うことにより、広域的連携を促進するとともに、具体的プロジェクトの創出などの取組みにつなげ、令和2年3月に関西広域連合が策定した「関西圏の水素サプライチェーン構想」の実現を図ることを目的として、関西水素サプライチェーン構想実現プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 プラットフォームは、第1条に規定する設置目的を実現するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 関西圏の水素サプライチェーン構想の実現に向けた検討に関すること。
- (2) 構成府県市や事業者団体の先進事例などの情報共有と意見交換に関すること。
- (3) その他、水素サプライチェーンの具現化に向けた情報発信に関すること。

(組織)

第3条 プラットフォームは、関西水素サプライチェーン構想の趣旨に賛同する事業者、試験研究機関及び支援機関並びに関西広域連合の構成府県市で構成する。

2 プラットフォームには、必要に応じて分科会を置くことができる。

(参加)

第4条 プラットフォームに参加を希望する団体は、電子申請により申し込みを行うものとする。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費は徴収しない。

(退会)

第6条 プラットフォームから退会しようとするときは、書面をもって事務局にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第7条 プラットフォームの会議開催にあたり、参加者の情報及び意見の交換を促進するため、会議の進行役（ファシリテーター）を置くことができる。

2 プラットフォームの会議には、テーマに応じて、有識者を招聘することができる。また、必要に応じ、関係者にオブザーバー参加を求めることができる。

(事務局)

第8条 プラットフォームの事務局は、関西広域連合エネルギー検討会事務局に設置する。

2 事務局は、プラットフォームの運営に必要な事務処理等を行う。

(補足)

第9条 本要領に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年2月9日から施行する。